

報告監第18号

平成16年11月9日

西宮市監査委員	嶋	田	克	興
同	蜂	谷	倫	基
同	村	西		進
同	阿	部	泰	之

財政援助団体監査結果報告書

(社会福祉法人 甲山福祉センター)

地方自治法第199条第7項の規定により、平成16年度財政援助団体監査を行った

結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成 16 年 9 月 3 日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年 10 月 25 日に監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

社会福祉法人甲山福祉センターが交付を受けた施設等整備事業補助金にかかる出納その他事務のうち主として平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

(補助金の名称及び金額等)

- ・ 特別養護老人ホーム等建設補助金 21,496,645 円
(11 年 3 月 31 日付で交付決定した 232,680,000 円のうち 15 年度交付額)
- ・ 特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備補助金 7,934,369 円
(14 年 3 月 28 日付で 173,870,000 円交付決定、その後 3 回変更決定があり最終 15 年 7 月 18 日変更決定した 165,405,500 円のうち 15 年度交付額)
- ・ 重症心身障害児施設砂子療育園改築整備補助金 53,130,000 円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 社会福祉法人甲山福祉センターの概要

ア 沿革

概要はつぎのとおりとなっています。

- ・ 昭和 34 年 9 月 財団法人仁明会、赤い羽根療園に重症心身障害児のための小児科病棟を付設。
- ・ 昭和 36 年 10 月 厚生大臣の認可を受け社会福祉法人武庫川児童園設立。
- ・ 昭和 41 年 11 月 法人名を「社会福祉法人仁明会」に変更。
- ・ 昭和 42 年 4 月 重症心身障害児施設砂子療育園開園。
- ・ 昭和 45 年 4 月 特別養護老人ホーム甲寿園開園。
- ・ 昭和 48 年 6 月 法人名を「社会福祉法人甲山福祉センター」に変更。
- ・ 平成 11 年 3 月 特別養護老人ホームにしのみや苑開設。
- ・ 平成 14 年 7 月 甲寿園南館改築竣工。

- ・平成16年3月 砂子療育園改築工事完成。

現在に至る。

イ 組織の概要

16年10月1日現在、8人の理事で構成する理事会、17人の評議員で構成する評議員会及び2人の監事と職員564人で構成されています。職員は正規職員410人、嘱託職員28人、臨時職員6人、パート職員120人となっています。

ウ 管理・運営施設の概要

(単位：年・月・日)

施設名	事業	開設日	定員
砂子療育園	重症心身障害児施設	昭和42.4.1	180床
北山学園	知的障害児通園施設	昭和44.8.1	30人
甲寿園	特別養護老人ホーム	昭和45.4.1	160床
にしのみや苑	特別養護老人ホーム	平成11.3.18	63床
芦原デイサービスセンター	老人通所事業	平成12.10.30	30人
安井保育園	保育事業	平成15.4.1	90人
安井さくら保育園	保育事業	平成15.10.1	50人

注 北山学園及び芦原デイサービスセンターは市からの受託事業

2 補助事業の実施状況

(1) 施設

(単位：年・月・日)

区分	構造	面積	本体契約日	工期	完了日
特別養護老人ホーム等建設補助事業(にしのみや苑)	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建	3,685.57 m ²	10.3.10	10.3.10~11.2.15	11.2.15
特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備事業	鉄筋コンクリート造3階建	4,247.68 m ²	12.9.29	12.9.30~14.7.31	14.7.31
重症心身障害児施設砂子療育園改築整備事業	鉄筋コンクリート造6階建	8,516.91 m ²	13.9.18	13.9.18~16.3.20	16.3.20

(2) 事業費等

(単位:円)

区 分	事業費	国・県等補助金	市補助金	法人負担
特別養護老人ホーム等建設事業(にしのみや苑)	1,095,072,359	638,815,000	232,680,000	223,577,359
特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備事業	1,086,744,639	744,411,000	165,405,500	176,928,139
重症心身障害児施設砂子療育園改築整備事業	2,500,435,469	1,951,668,000	53,130,000	495,637,469
計	4,702,777,633	3,334,894,000	451,215,500	916,668,133

3 補助金の交付について

(1) 補助の目的

平成6年に策定された「西宮あんしんプラン21」に基づく福祉の充実を目的として、「社会福祉法」第58条第1項及び「社会福祉法人の助成に関する条例(以下「条例」という。)」、「同施行規則(以下「施行規則」という。)」及び「社会福祉法人の施設等整備事業助成に適用する補助金に関する取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)」に基づいて補助金が交付されています。

(2) 補助金の交付手続

15年度

(単位:年・月・日、円)

区 分	交付申請	交付決定	交付請求	金 額	補助金支払	元利金償還日
特別養護老人ホーム等建設補助金(にしのみや苑)	11.3.1	11.3.31	15.4.2	387,200	15.4.9	15.4.14
			15.5.1	15,674,932	15.5.26	15.6.2
			15.9.16	4,400,000	15.10.3	15.10.6
			15.11.4	1,034,513	15.11.21	15.12.1
特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備補助金	14.3.15 15.7.7 (変更申請)	14.3.28 15.7.18 (変更決定)	15.4.28	2,145,595	15.5.13	15.5.20
			15.8.18	5,442,750	15.9.3	15.9.12
			15.10.27	177,123	15.11.13	15.11.20
			16.2.16	168,901	16.3.3	16.3.16
重症心身障害児施設砂子療育園改築整備補助金	15.9.1 16.1.9 (変更申請)	15.9.12 16.1.15 (変更決定)	16.4.14	53,130,000	16.4.30	16.5.31 (工事請負代金支払日)

表に示すとおり、補助金の交付手続はおおむね適正に処理されています。

なお、補助金の申請書に条例第4条に定める理由書の添付がありません。補助金交付に至った経緯等について明確にしておくことが求められます。

補助金の交付決定が建設工事完了間際になって行われています。早期に交付決定を行い事業全般に亘る積極的な指導が望まれます。

(3) 予算措置

区 分	会計	款	項	目	細目	節
特別養護老人ホーム等建設補助金(にしのみや苑)	01	15	10	25 老人福祉施設建設費	05 民間老人福祉施設建設補助事業費	19 負担金補助及び交付金 21,496,645 円
特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備補助金	01	15	10	25 老人福祉施設建設費	05 民間老人福祉施設建設補助事業費	19 負担金補助及び交付金 7,934,369 円
重症心身障害児施設砂子療育園改築整備補助金	01	15	20	25 障害福祉施設建設費	20 民間障害福祉施設建設補助事業	19 負担金補助及び交付金 53,130,000 円

補助金に対する予算措置は、砂子療育園は単年度予算で計上していますが、にしのみや苑は 10 年度に限度額 3 億 9,425 万円、甲寿園は 13 年度に限度額 2 億 1,701 万円の債務負担行為が各々設定され、15 年度は元利償還金相当額が予算計上されています。

(4) 補助金の算定

(単位:円)

	実事業費	国県基準額	市算定金額	市査定額	市補助金額
にしのみや苑	1,095,072,359	694,559,690	1,528,839,663	1,037,584,831	232,680,000
甲 寿 園	1,086,744,639	896,854,204	1,412,626,981	1,083,468,095	165,405,500
砂子療育園	2,500,435,469	1,532,719,925	2,608,003,488	2,490,139,366	53,130,000

注 市査定額が、実事業費と市算定金額とを比較し、いずれか低い方の金額に一致しないのは、各整備区分ごとにおける実事業費と市算定金額とを比較し、いずれか低い方の金額の合算額であるため。

補助金の算定については、取扱要綱の定めに従っておおむね適正に処理されています。補助金は施行規則別表第 1 により、市の査定事業費から国県等の補助金の合計額を控除した額を補助基準額とし、この補助基準額に補助率を乗じて算出することとなっています。

市の査定事業費は取扱要綱第 6 条により、国庫補助基準単価及び国庫補助基準面積にそれぞれ 1.3 を乗じて算出された事業費と実事業費とを比較し、低い額をもって市査定事業費としています。

なお、にしのみや苑建設の附帯事業として行なわれた北山学園の車庫移転工事の補助金額の算定については、実工事費のうち 75%を中央競馬馬主社会福祉財団からの助成金とし、残り部分を市の補助金としています。

(5) 市補助金の交付方法

にしのみや苑及び甲寿園の補助金交付については、補助金交付決定額に相当する金額を法人が社会福祉医療事業団（現在は独立行政法人 福祉医療機構）及び銀行から各々20年と10年の元利償還契約で借入し、市はこれにともなう元利償還金相当額を、毎年法人に支払うこととしています。なお、砂子療育園については、単年度予算で交付しています。

償還済額

（単位：円）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計	延償還金
にしのみや苑	6,247,336	22,161,958	22,229,809	21,885,577	21,496,645	94,021,325	255,959,346
甲 寿 園				5,664,623	7,934,369	13,598,992	170,974,071

4 補助金の経理

(1) 平成15年度の補助金は次のとおり経理されています。

（単位：円）

補助金名	受入口座	受入月日	金額	支払月日	金額
特別養護老人ホーム等建設補助金(にしのみや苑)	三井住友銀行西宮支店、同銀行尼崎支店社会福祉法人甲山福祉センター理事長名	15.4.9	387,200	15.4.14	387,200
		15.5.26	15,674,932	15.6.2	15,674,932
		15.10.3	4,400,000	15.10.6	4,400,000
		15.11.21	1,034,513	15.12.1	1,034,513
特別養護老人ホーム甲寿園南館改築整備補助金	但馬銀行甲陽園支店社会福祉法人甲山福祉センター理事長名	15.5.13	2,145,595	15.5.20	2,145,595
		15.9.3	5,442,750	15.9.12	5,442,750
		15.11.13	177,123	15.11.20	177,123
		16.3.3	168,901	16.3.10	168,901
重症心身障害児施設砂子療育園改築整備補助金	三井住友銀行尼崎支店社会福祉法人甲山福祉センター重症心身障害児施設砂子療育園理事長名	16.4.30	53,130,000	16.5.31	53,130,000

5 施設の利用状況

平成15年度に補助金を受けた施設の利用状況は次のとおりです。

4月1日現在（単位：人・％）

施設名	定員等	利用者数（うち西宮市民を括弧書き）			本市市民の利用率
		14年度	15年度	16年度	
にしのみや苑	63	63 (62)	63 (62)	63 (62)	98.4
甲 寿 園	160	151 (138)	158 (144)	156 (141)	90.9
砂子療育園	180	-	-	175 (44)	25.1

補助事業完了後の各施設における利用状況は、表のとおりです。にしのみや苑及び甲

寿園補助金交付決定の条件として、完了日以後3箇年の各年の4月1日現在における当該施設の本市市民の利用者数を利用者総数で除して得た数値を3箇年で平均したものが0.75を超えていることとされていますが、この数値がにしのみや苑は0.98、甲寿園は0.91となっており、いずれも0.75を上回っています。なお、砂子療育園については、交付決定の条件として定員180人中、本市市民の利用者数を36人以上とすることとされており、それを満たしています。

6 会計処理

補助金に関する会計処理については法人の会計規程に従って適正に処理されています。

7 補助金の使途について

平成15年度に交付請求を受けて市が支払った、にしのみや苑、甲寿園に対する補助金は交付決定通知に定めるとおり、借入金の元利償還金として支出されています。砂子療育園については単年度で改築整備費に充てられています。

8 所管課の事務について

にしのみや苑の交付決定額は232,680,000円で、支払額(元利合計額)は255,959,346円、同様に甲寿園の交付決定額は165,405,500円で、支払額(元利合計額)は170,974,071円となり、交付決定額と支払額が一致しないこととなります。これは補助金等交付決定通知書等において、補助金等交付決定額を各々232,680,000円、165,405,500円としていますが、同通知書の中で、「補助金の交付方法として、市長は交付申請者が借入先の金融機関等に対し償還する借入金の償還元金及び支払利息等資金借入に伴う直接経費の合計額を、当該償還が終了するまで、毎年度、交付申請者の補助金等交付請求に基づき、各償還日までに交付する」としていることによるものです。

なお、取扱要綱第7条では、当該借入金に係る利息及び直接経費相当額を補助することができると定めています。利息相当額の交付については、この規定に基づいた交付決定が必要となります。

また、補助金の実績報告書の提出のあり方についても検討が必要です。

今後、補助金の交付手続のあり方について検討し、適正な補助金の事務処理に努めてください。